

# 市民税・県民税の申告 所得税の確定申告 3月15日(火)まで

## 市・県民税の申告

問 市民税課 ☎712・6212 ID 1033140

### 申告書の提出

時 2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後4時 ※土曜日、祝日を除く

所 市民ホール(市役所1階) ※日曜日は市民税課(市役所2階)

### 市・県民税申告書の郵送提出にご協力ください

申告書と必要書類を、3月15日(火)(消印有効)までに、〒279-8501浦安市役所市民税課へ郵送してください。申告書の控えは返送しませんので、切り離して保管をお願いします。なお、申告書の控えに受付印が必要な方は、控えを切り離さず、返信用封筒(あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封してください。

### 申告が必要な方

- ▶ 令和4年1月1日時点で浦安市に住居登録がある方  
※遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得を受けている方や、単身赴任をしている方の扶養になっている方も、各種保険料(税)の算定や非課税証明書の発行のために、申告が必要です
- ▶ 令和4年1月1日時点で浦安市に事業所または家屋敷(住宅)を有し、かつ市外に住居登録がある方

### 以下の方は申告の必要がありません

- ▶ 公的年金の収入のみで、追加の控除がない方  
※国外の法令に基づく公的年金を受給している場合や遺族年金のみを受給している方は必要です
- ▶ 給与収入のみの方または給与収入と公的年金の収入のみの方で、勤務先から浦安市へ給与支払報告書が提出され、追加の控除がない方  
※提出の有無は勤務先に確認してください
- ▶ 令和3年分所得税の確定申告書を提出する方
- ▶ 収入がなく、住民票の同一世帯の親族の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている方  
※扶養している方の源泉徴収票で確認してください

### 申告に必要なもの

- 令和3年1月～12月中の所得を証明する書類(給与所得や公的年金の源泉徴収票など)
- 各種控除証明書(国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)
- 医療費控除の明細書(記入済みのもの)
- 個人番号カード(または番号確認書類と本人確認書類)

### 申告書の取得方法

市ホームページからダウンロード、または、郵送を希望する方は、電話で、市民税課へ。

※前年に市・県民税の申告をした方で、今年度も申告が必要と思われる方には、申告書を発送します

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

所得のない方も、税法上、どなたの扶養にもなっていない方または別世帯の方の扶養になっている方は、保険税(料)の算定や所得区分の判定のため市・県民税の申告が必要です。申告された所得に応じて、保険税(料)の減額や低所得区分の認定を受けられる場合があります。

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定や所得区分の判定の対象者

- 国民健康保険……世帯主(国民健康保険に加入していない方も含む)と加入者
- 後期高齢者医療制度……世帯全員

### 国民健康保険について

……………国保年金課保険税係 ☎712・6280 ID 1012481

### 後期高齢者医療制度について

……………国保年金課後期高齢者医療係 ☎712・6274 ID 1017050

## 所得税の確定申告

問 市川税務署 ☎047・335・4101 ID 1033471

### パソコン・スマートフォンで申告書を作成できます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」<https://www.keisan.nta.go.jp>(下記二次元コード)では、画面の案内に沿って金額を入力するだけで所得税などの申告書の作成・e-Taxによる送信(提出)・印刷ができます。また、自動計算されるため計算誤りもありません。ぜひご利用ください。



### 体験コーナー スマホで確定申告

時 2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後4時  
※土・日曜日、祝日を除く

所 市民ホール(市役所1階)

### 申告書作成相談会

申告内容を相談のうえ、会場でe-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。会場へは公共交通機関でおいでください。

※社会保険料の納付済額の確認、作成済み申告書の提出はできません

日時	場所
3月15日(火)までの 午前8時30分～ 午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く。 2月20日(日)・27日(日)は開場	ニッケコルトンプラザ(市川市鬼高) ※入場整理券は会場当日配付するほか、事前に「LINE」アプリから入手できます。右記二次元コードより、国税庁公式アカウントを友だち追加してください
2月7日(月)～ 10日(木)・14日(月) 午前9時30分～ 午後3時	市民プラザ ※受け付け時間前の来場はご遠慮ください。相談内容を限定しています ※入場整理券は会場当日配付

※入場整理券の配付状況により、受け付けを終了する場合があります

### 市民プラザで相談できること

- ▶ 給与所得(2カ所以上からの給与がある、年末調整をしていない、給与収入2000万円以下など)
- ▶ 年金所得 ▶ その他雑所得(経費なし)
- ▶ 一時所得(満期保険金・解約返戻金など)
- ▶ 雑損控除以外の各所得控除(医療費控除など)
- ▶ 小規模事業者の方で、令和2年分の所得金額が専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前で300万円以下(消費税も可)の事業所得、不動産所得、その他雑所得

### 申告に必要なもの

- 源泉徴収票 ● 各種控除証明書・領収書
- 振込先の口座がわかるもの
- 個人番号カード(または番号確認書類と本人確認書類)
- 昨年確定申告をされた方はその控え  
(相談時に参考資料として確認するため) など

### 作成済み申告書は浦安市でも提出できます

税務署のほか、市民ホール(市役所1階)でも提出できます。ボックスへの投かんのため、内容の確認や控えの收受印はありません。收受印が必要な方は、返信用封筒(あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封し、投かんしてください。

時 2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後4時  
※土曜日、祝日を除く。日曜日は市民税課(市役所2階)に設置。2月15日(火)以前に提出する方は、直接または郵送で、〒272-8573市川市北方1-11-10市川税務署へ